

(仮称) 泉南市営りんくう公園整備等事業に関する事業契約を締結したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり事業契約の内容を公表する。

令和元年 5 月 2 0 日

泉南市長 竹中 勇人

### 1. 公共施設等の名称及び立地

名 称：(仮称) 泉南市営りんくう公園  
所在地：大阪府泉南市りんくう南浜地内

### 2. 選定事業者の商号又は名称

(代表企業)

所在地：大阪府中央区備後町一丁目 5 番 2 号 大和ハウス備後町ビル  
商 号：大和リース株式会社  
代表者：大阪本店長 田村 謙二

(協力企業)

所在地：大阪府泉南市岡田六丁目 3 1 番 2 2 号  
商 号：株式会社旭工建  
代表者：代表取締役社長 重里 一文

(協力企業)

所在地：大阪府中央区南船場一丁目 9 番 1 号 ライト南船場ビルディング  
商 号：株式会社 E-D E S I G N  
代表者：代表取締役 忽那 裕樹

### 3. 公共施設等の整備等の内容

- 1) 設計業務
- 2) 建設業務
- 3) 工事監理業務
- 4) 維持管理業務
- 5) 運營業務

#### 4. 契約期間

平成 31 年 3 月 28 日から令和 31 年 3 月 31 日まで

#### 5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約の条項のとおりである。

(民間事業者の債務不履行等による契約の解除)

第 49 条 次の各号の一に該当する場合、市は、民間事業者に対して書面により通知したうえで、本契約を解除することができる。

- (1) 民間事業者が本事業を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) モニタリング計画に定める契約解除事由に該当するとき。
- (3) 第 5 条に定める本件施設の全部又は一部の設置管理許可が取り消され、又は更新されない場合で、本契約の目的を達することができないと市が合理的に判断したとき。
- (4) 民間事業者が自らの破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について民間事業者の取締役会でその申立を決議したとき。
- (5) 民間事業者につき破産、特別清算、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。
- (6) 民間事業者が本契約等に定める報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。
- (7) 民間事業者が重大な法令等の違反をしたとき。
- (8) 前 7 号に規定する場合のほか、民間事業者が本契約等の重大な条項に違反し、客観的にその違反により本契約の目的を達することができないと市が合理的に判断したとき。

(本件施設の完成前の契約の解除)

第 50 条 本件施設の完成前において次の各号の一に該当する場合、市は、民間事業者に対して書面により通知したうえで、本契約を解除することができる。

- (1) 建設期間の初日を過ぎても民間事業者が建設業務に着手せず、市が相当の期間を定めて催告しても民間事業者から市が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 民間事業者の責めに帰すべき事由により建設期間の末日までに本件施設が完成しないとき、又は、同日経過後相当の期間内に工事を完成させ、かつ客観的に完成確認をする見込みがないと市が合理的に判断したとき。
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、民間事業者が本契約等の重大な条項に違反し、客観的にその違反により本契約の目的を達することができないと市が合理的に判断したとき。

2 前条又は前項により本契約が終了した場合、民間事業者は、市に対して、本契約の解除により市の被った損害を賠償しなければならない。

- 3 本件施設の完成前に、前条又は第1項により本契約が終了した場合、市は、民間事業者に対し、当該施設の出来形部分を撤去したうえで、事業実施場所を民間事業者の責任及び費用負担において原状回復すること、又は当該施設の出来形部分を無償で市に譲渡することのいずれかを請求することができ、当該出来形部分について市が無償で譲渡するよう民間事業者に通知した場合には、当該通知の到達をもって当該出来形部分の所有権は市に移転したものとみなされるものとする。
- 4 前項において市が事業実施場所の原状回復を求めた場合において、民間事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、市は民間事業者に代わり出来形部分を撤去したうえで事業実施場所を原状回復することができ、これに要した費用を民間事業者に請求できるものとする。
- 5 民間事業者が第3項による出来形部分の無償譲渡を行った場合、本契約の解除により被った市の損害の額が、譲渡を受ける当該出来形部分の整備費用を超過する場合は、市は、かかる超過額について民間事業者に損害賠償請求を行うことができる。

(本件施設の完成後の契約の解除)

第51条 本件施設の完成以降において次の各号の一に該当する場合、市は、民間事業者に対して書面により通知したうえで、本契約を解除することができる。

- (1) 民間事業者の責めに帰すべき事由により、市の通告又は改善勧告にもかかわらず、合理的な理由なく民間事業者が本件施設について、本契約等に従った維持管理業務及び運営業務を行わないとき、又は改善勧告に従わないとき。
  - (2) 民間事業者が本契約等に定める報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。
  - (3) 前2号に規定する場合のほか、民間事業者が本契約等の重大な条項に違反し、かつ市が相当期間を定めて催告しても民間事業者から市が満足すべき合理的な説明がないとき。
- 2 本件施設の完成以降において第48条又は前項により本契約が終了した場合、市は、民間事業者に対し、当該施設を撤去したうえで、事業実施場所を民間事業者の責任及び費用負担において原状回復すること、又は当該施設を代表企業から無償で市に譲渡することのいずれかを請求することができ、当該施設について市が無償で譲渡するよう民間事業者に通知した場合には、当該通知の到達をもって当該施設の所有権は市に移転したものとみなされるものとする。
  - 3 前項において市が事業実施場所の原状回復を求めた場合において、民間事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、市は民間事業者に代わり当該施設を撤去したうえで事業実施場所を原状回復することができ、これに要した費用を民間事業者に請求できるものとする。
  - 4 民間事業者が第2項による本件施設の代表企業からの無償譲渡を行った場合、本契約の解除により被った市の損害の額が、譲渡を受ける本件施設の整備に要した費用を超過する場合は、市は、かかる超過額について民間事業者に損害賠償請求を行うことができる。

5 第2項に基づく本件施設の所有権移転手続に要する諸手続費用は、民間事業者の負担とする。

6 市は、本契約に基づく本件施設の所有権の市に対する譲渡の実行を確保するために、本件施設について民間事業者の費用負担により、市の所有権移転請求権保全の仮登記手続を行うことができ、民間事業者は市の請求があるときは、これに協力しなければならない。

(市の債務不履行による契約の解除)

第52条 市が本契約に違反し、民間事業者から催告を受けた場合、市は民間事業者に対し、速やかに当該違反の是正に要する期間を通知しなければならない。その期間内に、当該違反が是正されない場合、民間事業者は、市に通知したうえで、本契約を解除することができる。

2 前項の規定に基づき本契約が終了した場合、市は、本契約の解除により民間事業者が被った損害額を民間事業者に対して賠償する。

3 本件施設の完成前において、第1項により本契約が終了した場合で、本件施設の出来形部分が存在するときは、市は、自己の責任及び費用負担において、当該出来形部分を検査し、当該出来形部分のうちの合格部分の整備費用に相応する代金を民間事業者に支払ったうえ、合格部分の所有権を全て取得する。当該支払については、市は民間事業者と協議の上、民間事業者の指定する口座に一括又は分割払いにより支払う。この場合、市は必要と認めるときは、その理由を通知のうえ、出来形部分を最小限破壊して検査することができる。

4 本件施設の完成以降において、第1項により本契約が終了した場合、市は、本契約終了時点における本件施設の整備に要した費用に相応する代金を支払ったうえ、本件施設の所有権を全て取得する。当該支払については、市は民間事業者と協議の上、民間事業者の指定する口座に一括又は分割払いにより支払う。

5 前2項の規定は、民間事業者の市に対する損害賠償請求を妨げない。

(市による任意解除)

第53条 市は、社会環境の変化等により、本事業の実施の必要がなくなつたと認める場合、又は本件施設の転用が必要となつたと認める場合には、民間事業者に対して90日以上前に通知を行うことにより、本契約を解除することができる。

2 前項の規定に基づき本契約が終了した場合の措置については、前条第2項乃至第5項を準用する。

(法令等の変更による契約の終了)

第54条 第58条第3項の協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令等(税制に関する法令等は除く。)の制定又は変更により、本事業の継続が不能となつた場合、又は事業の継続に過分の費用を要する場合で、市が本事業自体を継続させ得ないと判

断したときは、市は、民間事業者に通知することにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項による本契約の終了が、整備実施区域内の必須施設又は整備対象としない区域における本事業に対して、類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更を理由とする場合の措置については、第 51 条第 2 項乃至第 5 項を準用する。
- 3 前項の場合を除き、第 1 項の規定に基づき本契約が終了した場合の措置については、第 50 条第 2 項乃至第 5 項又は第 51 条第 2 項乃至第 6 項を準用する。

(不可抗力による契約の終了)

第 55 条 第 59 条第 3 項の協議にもかかわらず、不可抗力が生じた日から 120 日以内に本事業の内容等の変更について合意が成立しない場合、市が本事業自体を継続させ得ないと判断したときは、市は、民間事業者に通知することにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定に基づき本契約が終了した場合の措置については、第 50 条第 2 項乃至第 5 項又は第 51 条第 2 項乃至第 6 項を準用する。

## 6. 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約の条項のとおりである。

(本事業終了に際しての処置)

第 56 条 民間事業者は、本事業が終了した場合において、事業実施場所又は本件施設内の民間事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他のもの（以下「器材等」という。）を撤去し、速やかに事業実施場所及び本件施設を明け渡すものとする。

- 2 民間事業者は前項の撤去及び明渡しに要する費用を負担する。ただし、器材等について、市から買取りの要請があった場合、協議に応じる。
- 3 市は、第 1 項に規定する場合、民間事業者が正当な理由なく、相当の期間内に器材等の処置を実施しないときは、民間事業者に代わって器材等を処分し、事業実施場所又は本件施設の修復、片付けその他適当な処置を行うことができる。この場合、民間事業者は、必要な費用を負担する。

(期間満了時の取扱い)

第 57 条 民間事業者は、本事業期間満了により本契約が終了する場合、本契約期間満了日に、第 2 条第 2 項に定める方式に従い、代表企業において BOT 施設を無償譲渡して引き渡すとともに、BOO 施設について、本契約期間満了日までに、民間事業者の責任及び費用負担による当該施設の撤去と事業実施場所の原状回復を行わなければならない。BOT 施設の譲渡にあたっては、民間事業者は業務要求水準書又は提案書記載の業務のために継続して使用するに支障のない状態にて、市に対して BOT 施設を引き渡すも

のとする。なお、民間事業者は BOT 施設の譲渡に先立ち市の検査を受けなければならない。当該検査により、当該施設が業務要求水準書又は提案書記載の水準を満たしていないこと又は修繕すべき点が存在することを市が確認した場合、市は民間事業者に対してこれを通知するものとし、民間事業者は自己の責任及び費用において、当該通知に従い速やかにこれを補修、改造、改善又は修繕するものとする。

- 2 市及び民間事業者は、本事業期間満了の1年前までに、前項の措置及び第2条第3項の対応について、協議を開始する。
- 3 第1項の場合において、民間事業者が正当な理由なく、第1項の期限内に B00 施設の撤去と事業実施場所の原状回復を行わないときは、市は民間事業者に代わり当該撤去及び原状回復に必要な措置を行うことができ、これに要した費用を民間事業者に請求できる。
- 4 第1項に基づく本件施設の所有権移転手続に要する諸手続費用は、民間事業者の負担とする。但し、代表企業から市への所有権移転登記手続は市がその費用において行うものとし、代表企業は、当該登記に必要な書類を市の求めに従って提出しなければならない。
- 5 市は、第1項に基づく BOT 施設の所有権の市に対する譲渡の実行を確保するために、本件施設について民間事業者の費用負担により、市の所有権移転請求権保全の仮登記手続を行うことができ、民間事業者は市の請求があるときは、これに協力しなければならない。
- 6 民間事業者は、本件施設の所有権が市に譲渡される場合には、市に対して、本件施設を市が継続して運営できるよう本件施設の運営及び維持管理に関して必要な事項を説明し、かつ、民間事業者が用いた運営、維持管理に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引き継ぎに必要な協力を行うものとする。
- 7 民間事業者は、市が代表企業から本件施設の所有権を譲り受ける場合、当該譲渡と同時に、市に対して、本件施設の運営及び維持管理に必要な書類の一切を引き渡さなければならない。
- 8 代表企業が、本件施設の所有権を市に譲渡する場合、担保権、用益権等の負担のない、完全な所有権を市に移転しなければならない。
- 9 代表企業は、本件施設の所有権を市に譲渡する場合、所有権を譲渡する日において、別途市が指定する様式の目的物引渡書を市に交付し、本件施設の引渡しを行い、本件施設の所有権を市に取得させる。